

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会 長 田 中 宏 和 様  
大 阪 南 地 域 協 議 会  
議 長 森 義 仁 様  
泉 南 地 区 協 議 会  
議 長 久保田 将 功 様

田尻町長 山本 一男

2026(令和 8)年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

平素は、本町行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の要請につきまして、下記のとおり回答しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

記

〔(★) 重点項目〕

## 1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

### (1) 就労支援施策の強化について (★)

#### ① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に  
行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就  
労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世  
代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個  
別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等  
を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニー  
ズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

(回答) 本町では、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」で紹介される好事例等を  
参考に、就労支援事業の強化を図るとともに、就労に繋がる資格取得講座等を開催して  
います。また、ひとり親家庭等の就職困難者については、「地域労働ネットワーク」を積  
極的に活用し、近隣市町及び商工会等で開催される合同就職説明会等へ誘導するなどし  
て、地域就労支援コーディネーター等が就労に至るまで支援を行ってまいります。ま  
た、ハローワークやサポステと連携して就労支援を行うとともに各種福祉サービスと連  
携するなど、今後も相談者のニーズに応じた就労支援に努めてまいります。

## ②障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

(回答) 企業の障がい者雇用については、国や大阪府、関係団体と連携しながら、障がい者雇用に関する企業向けセミナーを活用するなどし、事業所における課題解決の支援及び助成金の支援制度の活用方法等の情報発信に努めております。また、本町の相談支援事業では、地域就労支援コーディネーター等が就労支援を行うとともに福祉関係の部署とも連携し、障がいの有無に限らず相談者に寄り添った支援体制により実施しています。

## ③外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

(回答) 外国人住民が増加しており、多様な文化的背景や生活習慣をもつ住民との多文化共生への取り組みが必要であると認識しております。特に外国にルーツを持つ子どもたちへの学習保障は急務であり、外国人労働者への日本語教育の場の提供を含め、近隣市町や大阪府と連携し、本町の地域事情に応じた実施方法を検討してまいります。日本語学習を支えるボランティア等の養成につきましても、府の研修制度やAIの活用など、既存資源を活かしながら検討してまいります。

### <新規>

## ④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけではなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

(回答) 本町においては、従前より建物を含め公共施設敷地内禁煙としており、勤務する職員の意識も定着していることから受動喫煙となる環境にはなっていません。

## (2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

### ① 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、田尻町として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

(回答) 2021年3月に策定した女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に掲げる各種目標数値を達成できるよう引き続き女性参画を進めてまいります。今年度公表した「男女の賃金の差異」についても、毎年継続し公表するようにします。また、男性職員の育児休業取得の促進についても、該当職員への制度説明の機会を設けるとともに、会計年度任用職員の代替配置等、取得しやすい職場環境の整備に努めます。

### ② 女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答) 2025年(令和7年)3月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画を包含した「第3次田尻町男女共同参画プラン」を策定しました。本プランに基づき、女性の人権をはじめする様々な人権課題に関し、男女共同参画施策への取り組みを進めているところです。近年、全国的にDV被害が増加していることから、本町においても相談窓口には女性相談支援員を配置し、きめ細やかな相談体制を構築しております。今後も様々な問題を抱える女性に寄り添い、切れ目のない支援ができるよう努めてまいります。

### ③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。

また、「大阪府パートナーシップ専制証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、田尻町においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設(多目的トイレ等)の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

(回答) 性の多様性や性的マイノリティに関する理解を促進させるため「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法」「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」「大阪府パートナーシップ宣誓証明書制度」の周知に努めてまいります。またLGBTQに関する研修や講座を実施し、啓発を行ってまいります。

### (3)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口すぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

(回答) 職場におけるパワーハラスメント対策については、労働基準監督署や大阪府と連携し周知するとともに、住民からの相談があった場合には、的確な相談先をお伝えするよう心掛けています。また、今後も広報や町ホームページを活用して周知に努めて参ります。

#### (4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

(回答) 病気の治療と仕事の両立について、労働基準監督署や大阪府、商工会議所、医療機関等と連携し、事業主に対して周知啓発を行うとともに、様々な情報を収集し、その支援に繋げてまいります。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) 中小企業・地場産業の支援について

#### ① 「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について

中小企業振興基本条例制定済み市町村数が昨年から増加していない現状を踏まえて、未制定の府内市町村に対して、府の指導力をさらに強化し、条例制定に向け審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及し、取り組みの実効性を高めること。

(回答) 国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、商工会議所とも連携し、地域にあった支援に努めてまいります。

#### ② ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。また、2019

年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

(回答) ものづくり支援については、国や大阪府等から情報を収集し、多くの情報を発信できるよう努めてまいります。また、ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO)

### ③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

(回答) 若者の技能五輪等への挑戦や各種大会参加等への支援については、国や大阪府、関係機関などから情報収集を行うとともに、広報や町ホームページを活用して情報発信に努めてまいります。

### ④事業継続計画 (BCP) 策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは!』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。

また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

(回答) 中小企業による事業継続計画の策定については、商工会議所と連携し、相談支援に加えて、防災・減災対策等のセミナーを開催しております。また、大阪府「超簡易版BCP『これだけは!』シート」を活用する等、中小企業の事業継続計画 (BCP) の策定率が向上するよう、今後も大阪府と連携し、地域に応じた支援に努めてまいります。

## (2) 取引の適正化の実現に向けて (★)

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

(回答) 国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた相談体制の構築や実施方法について検討してまいります。

## (3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて (★)

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

(回答) 引き続き、国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた相談体制の構築や実施方法を検討してまいります。総合評価入札制度については、本町は年間発注件数が少なく、事業規模も大きくないことから、導入に至っておりませんが、引き続き他団体の動向を注視しつつ入札制度の改善を検討してまいります。

#### (4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO 第 94 号条約型）の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

加えて地域間格差の是正を促進するため、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

（回答）公契約条例につきましては、労働基準法や最低賃金法など国において関連法令の中で統一的な整備を図っていくべきものとの考えに変わりなく、引き続き国の動向を注視してまいります。人権デュー・デリジェンスへの配慮につきましては、地方公共団体として当然の取り組みであると認識しておりますが、適切なリスク評価につきましては、他団体の動向を注視してまいります。また、総合評価入札制度については、本町は年間発注件数が少なく、事業規模も大きくないことから、導入に至っておりませんが、引き続き他団体の動向を注視しつつ入札制度の改善を検討してまいります。

#### (5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO 中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

（回答）国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた支援に努めてまいります。

#### (6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において

人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

（回答）引き続き、国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた相談体制の構築や実施方法を検討してまいります。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

#### ①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

（回答）大阪府と2か月に1回支援会議を行い情報の共有を行っている。今後も引き続き継続してまいります。

#### ②住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。

（回答）法の趣旨に則って、大阪府はじめ関係団体と連携し周知に努めてまいります。

#### ③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

(回答) 大阪府、社会福祉協議会等と連携し実態の把握に努め、相談支援体制を整えてまいります。

## (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

### ①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

(回答) 本町では中学2年生を対象にがん教育を実施しており、学生期からがんに対する正しい知識を学ぶとともに、望ましい生活習慣等を自ら選択できる知識を得る機会を設けています。がん検診の受診率向上のため、対象者への個別通知、健診においてはふれ愛センターでの集団健診や医療機関での個別健診の充実に努めております。働き盛りの世代に向けては日曜健診や保育付き健診の実施、住民税非課税世帯/生活保護受給者には事前申請により健診の費用を免除しています。今後も誰もが受診しやすい環境づくりやがん検診の周知・啓発に努めてまいります。

### ②口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

(回答) 本町では乳幼児歯科健診や学校歯科健診、妊婦歯科健診、成人歯科健診、後期高齢者歯科健診等ライフステージに応じた歯科健診を実施しております。妊婦及び18歳以上の方は年度に1度無料で歯科健診を受けることができます。さらには受診率向上のため、対象者への個別通知を行っています。また、高齢者に対しては、介護予防教室の中でオーラルフレイル教育を実施しており、日常生活における口腔機能維持の重要性について周知・啓発を行い、早期の気づきと予防につなげております。地域の歯科医師会と連携し、全世代ごとの課題に応じた継続的な口腔の健康づくりを推進してまいります。

## (3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

### ①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。

地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

(回答) 本町は、地域の医師会医師の学術向上と地域医療の促進や看護師の育成を目的に地域医療研究費や看護師養成に補助を行っております。

今後も継続した地域医療の提供のため、大阪府の動向を注視しながら、医師会及び関係自治体、保健所と共に医療人材の確保・定着等について検討してまいります。また、新興感染症に備えるためにも平時から有事に対応できる体制を構築に努めてまいります。

#### (4) 利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて (★)

##### ① 地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

(回答) 地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢福祉・障害福祉両方の相談ができる総合相談窓口を設置し、相談体制を強化しております。広報等でその役割を周知することで、世帯が抱える問題や課題が多様化・複合化するなか、各分野だけでは解決できないケースに対応し、家族全体をサポートする機能を発揮できるように進めてまいります。また、地域包括支援センターでは小学生を対象に高齢者見守り体験を実施するなど、高齢者と子どもが交流できる機会を設けています。地域包括支援センターの運営については、設置当初から町内の事業所に委託しており活発な事業展開を行っているため引き続き委託で実施したいと考えています。

##### ② 介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

(回答) 泉南地域介護人材確保連絡会議に町としても積極的に参加し、人材確保に向けた検討や啓発に努めていきます。介護労働者の処遇改善につきましては、介護サービス事業所が処遇改善加算の適用要件を満たすことを確認し、適切に運用するとともに、本年度からは町内介護施設との「介護人材確保検討会」を立ち上げ、現場の状況を把握し、町としての取り組みを検討してまいります。

### ③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

(回答) ハラスメントの防止につきましては、サービスの信頼と利用者の尊厳を守るうえで欠かせない取り組みであると認識しています。今後につきましても国や大阪府の対策を注視しつつ、関係機関と連携しながら持続的にハラスメント防止に向けた取組・周知を図ってまいります。

### ④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないように、事業者への周知徹底をはかること。

(回答) 2024介護報酬改定等による人員配置の見直しを踏まえ、ケアの質と利用者の安全を損なわず、介護職員の過重負担を回避するため、令和7年度に発足しました「介護人材確保検討会」において、介護施設の施設長に対し、適正な人員配置・安全管理と業務負担の軽減・職員研修の必要性について周知を図ってまいります。

### <新規>

### ⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

(回答) 認知症対策につきましては、予防とケアを一体的に行うことが重要であるため、本町では包括支援センターにおいて「認知症地域支援推進員」「チームオレンジコーディネーター」等を配置し、医療・介護等との連携強化のもと地域における支援体制の構築と認知症のケアを実施しています。また、令和6年度には難聴等により認知症の進行を予防するため聴覚検査を実施し、補聴器購入補助制度を確立。来年度につきましては、更なる予防策として、「脳の健康状態を知る」をテーマに、iPadを用いた簡易検査にて周知することを予定しています。

## <新規>

### ⑥認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど田尻町の条例制定を促進すること。

(回答) 認知症に関する条例制定につきましては、現時点で制定の予定はありません。認知症対策は国の基本方針と地域包括ケア推進のもと、現行の法令に基づき着実に実施する方針です。条例制定につきましては、地域の実情・各施策の効果検証を判断し、制定に向けた検討を進めます。現段階では、認知症サポーターの養成、早期発見・医療・介護の連携強化、地域見守り体制の整備、介護者支援などの施策を推進し認知症及びその家族が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

### (5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

#### ①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

(回答) 本町は「こども誰でも通園制度」を子育て支援拠点において委託での実施を予定しており、委託業者を通じて、研修機会の確保に努めてまいります。保育士等の給与水準の見直し等は府に改善策を講じるように要望します。研修機会については府の補助金を活用し、研修に参加してもらい保育の質の向上を努めております。

## ②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

(回答) 田尻町内には町立認定こども園以外の保育施設は存在していないため、広域入所など他自治体との連携を引き続き行い、一人でも多くの児童に保育の提供を行うことができるよう努めてまいります。

## ③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

(回答) 地域子ども・子育て支援事業が多様な家庭への支援となるよう、情報の周知や関係機関の連携に努めてまいります。

## ④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

(回答) 困窮家庭に対して自立支援等の相談窓口の紹介などを実施しており、今後も相談者のニーズに応じて相談体制の整備に努めてまいります。

## ⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

(回答) 子どもの居場所づくりとして、田尻町総合保健福祉センター（たじりふれ愛センター）内に「子ども・子育て支援拠点」を整備するほか、R4年度より民間団体が新たに子ども食堂を実施しており、大阪府の補助制度を積極的に活用した運営を行っております。今後、国や大阪府等からの情報収集に努め、必要な支援策について研究してまいります。

#### ⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

(回答) 本町においては、児童虐待防止推進月間には広報誌による啓発や各種団体の協力による街頭啓発等「オレンジリボン運動」に係る啓発活動を行っております。また、子育て世代包括支援センターとして妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を各所属の専門職等と連携しながら虐待予防・早期発見・早期支援に努めるとともに、適宜会議や研修などでスキルアップを図っております。

#### ⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

(回答) 本町においては、ヤングケアラーの状況について要保護児童対策地域協議会及び児童家庭相談といった従来の枠組みの中で状況を把握することに努めております。さらに把握したケースについては、当該枠組みを活用して関係機関等と連携し、対応にあたることとしています。またヤングケアラーに係る理解促進のため、チラシ配布等の啓発を適宜行っております。

### 4. 教育・人権・行財政改革施策

#### (1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

(回答) 教職員の勤務管理につきましては、町単費で講師や支援員の採用を行うなど、子どもの学びの質を高め、教職員の長時間労働是正に努めています。また、本町では、校務支援システムの中で勤務時間の管理を行ったうえで、超過勤務時間の縮小を図っています。今後も取り組みを継続しながら、教職員の労働環境の向上に努めてまいります。

## (2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

（回答）本町ではスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童虐待、不登校、いじめなどのさまざまな問題に対応できるよう適切な支援を行っております。また、教育センター2階に教育支援センターを設置し、町単費で配置している学校教育指導員を活用することにより、行き渋りや不登校児童生徒の受け皿として社会との関わりを断絶することのないよう努めています。日本語指導が必要な児童生徒に対しては、DLAを実施した後、必要に応じた通訳の配置に併せて、学校現場では特別の教育課程による日本語指導を行っています。通訳者に関しては、学校と家庭を繋ぐ役割も担っており、適切な家庭支援を行っていると考えております。また、進路支援として、やさしい日本語による資料提供や、多言語版「進路選択に向けて」を使用したガイダンスの実施など適切な情報提供と理解促進にも努めています。

## (3) 奨学金制度の改善について (★)

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見直しや退学することがないように、独自の給付型奨学金制度の対象者を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

（回答）本町独自施策として、田尻町育英奨学金と題し、学業優秀にもかかわらず、経済的な理由で学費の支弁に不安を抱える学生や、高い意欲を持って勉学に励んでいる学生に対し、返還不要の奨学金を給付する制度を令和5年度に開始しております。また、令和6年度より奨学金を受けた大学生等が、社会人として新たにスタートする際の経済的な負担を軽減し、また、若者への本町への定住を促すため、奨学金返還支援事業を実施しています。現行の制度につきましても、近年の物価高や家計状況の変化を踏まえ、対象者の拡充や支給額の在り方などについて、引き続き検討してまいります。

## (4) 労働教育のカリキュラム化について (★)

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

(回答) 労働に関する学びについては、小学校では6年生の社会科において、憲法における働く義務・権利及び団結する権利について学習しています。中学校では公民科において、職業の意義と役割、雇用と労働条件の改善、勤労の権利と義務、労働組合の意義、労働基準法の精神について学習し、また、雇用を取り巻く問題として、終身雇用、雇用の流動化、男女の雇用形態と賃金格差、派遣労働者、外国人労働者についても学んでいます。社会科や総合的な学習の時間を通じて、身近にある問題を知り、課題解決に向けて自分でできることを考え、主体的に実践していける子どもの育成にも取り組んでいます。今後も国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、労働教育の推進に努めてまいります。

#### (5) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

(回答) インターネット上での誹謗中傷や差別的な書き込みについて、深刻な人権侵害事案が発生していることを認識しています。本町ではインターネットと人権に関する研修を実施し、またネットハーモニーの窓口を案内するポスターを作成し、町内掲示板に掲示するなど相談窓口を周知しています。今後も誰もがインターネット上の加害者にも被害者にもならないよう継続して人権啓発に努めてまいります。

#### (6) 行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPからmy door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

(回答) 本町では、一つの窓口で多くのサービスを一元的に行っており、住民の皆さまにきめ細やかな対応を行っています。本町のような小規模自治体にあっては、デジタル化によるコストが高く、利用者も少ないため、デジタル化の普及、又は共同調達により、コスト等が低減され、導入しやすい環境を整えば、検討していきたいと考えています。

#### (7) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

（回答）本町は、交付率が95%を超える状況です。有効期限の延長やマイナ保険証を希望される方などの来庁者が多くなる中で、マイナンバーカードの交付では本人確認を厳格に行い、マイナアシストの活用等で交付申請の促進を行い、暗証番号の取り扱いや紛失時の対応並びに再交付に係る取り扱いなど丁寧な対応に努めております。また、マイナンバーカードを活用し、住民票等のコンビニ交付を行い、住民の皆さまの利便向上を図っているところです。今後も他の自治体の事例を参考に活用を検討してまいります。

#### （8）政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

（回答）選挙における電子投票については、自治体単独でのデジタル機器の確保は、非常にコストが高く、自治体負担が大きいため、国等による支援や広域での取り組みが必須であると考えます。郵便等投票制度の手続きについては、対象者等の方に対し、充分説明を行い、丁寧に対応させていただいているところです。なお、制度の簡素化については、全国一律に対応すべきところと考えます。

### 5. 環境・食料・消費者施策

#### （1）食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。

市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、田尻町の取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

(回答) 食品ロス削減については、広報等により家庭での普及活動を行っているところ  
です。また、事業所を含めての本町の取り組みについては、田尻町廃棄物処理基本計画の  
今後の見直しの中で検討していく予定であります。さらに、農作物の破棄に伴う有効活  
用においても、農業所管部署との情報共有等を行ってまいります。

## (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多く  
が慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えてい  
る。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支  
援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関  
係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制  
を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事  
業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通  
じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管  
理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域  
で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携し  
て取り組みを標準化すること。

(回答) 現在、本町内においては、フードバンク活動団体はありません。

## (3) 消費者教育の展開について (カスタマーハラスメント対策)

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為 (いわゆるカスタマーハラ  
スメント) が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未  
整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラ  
スメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参  
画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正  
しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開するこ  
と。

(回答) 悪質クレーム対策や消費者教育については、一般消費者も互いの立場を尊重し合  
う社会を構築する事が求められており、今後も国や大阪府、関係団体と連携して情報収集  
するとともに、町広報等による啓発活動等を実施してまいります。

#### (4) 消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げやICTの急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

（回答）成年年齢が引き下げられたことにより、若者に対する消費者教育の重要性が増しており、国や大阪府、学校関係者とも連携して情報提供に努めて参ります。また、公共交通機関におけるマナー向上については、様々な情報を収集し、沿線自治体等と連携して対応してまいります。

#### (5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

（回答）消費生活に係る被害防止対策については、警察や関係機関と連携し、広報やホームページでの啓発に加えて、SNSを活用した注意喚起や啓発物品等による啓発も行っています。防犯に関するイベントの実施など、被害防止に向けた取組みを進めてまいりました。また、消費生活相談については、相談員が国や大阪府、関係機関と連携することで、引き続き本町に適した消費者施策を研究し、効果的に取組めるよう努めてまいります。

**(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について**

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、田尻町としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

（回答）2023年3月に策定した「田尻町ゼロカーボン宣言」に基づき、行政と地域が一体となって脱炭素化に取り組んでいるところです。また、「田尻町地球温暖化対策実行計画」による実績報告や当該計画の見直しを進めております。公共施設においては、照明器具のLED化工事を含めた改修を実施し、他の施設も引き続き省エネ化を推進してまいります。また、住民に対しては、広報を通じて脱炭素化の取組の啓発を行っております。今後、事業者も含めた地域全体での取組について、おおさかスマートエネルギー協議会に参加する形で、大阪府や府内市町村の動向を参考にしながら検討してまいります。

**(7) 再生可能エネルギーの導入促進について**

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

（回答）本町においては、現時点では再生可能エネルギー関係の条例及び補助制度はありません。今後、大阪府や他市町村の先進事例を参考にしながら、本町に適した施策について検討してまいります。公共施設を含めた地域全体での再生可能エネルギー導入については、地域の脱炭素化の観点より研究検討してまいります。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

### (1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

(回答) 沿線駅である南海本線吉見ノ里駅は、エレベーターやエスカレーターを必要としない駅舎の構造となっていますが、バリアフリー化の促進と多様な利用者の利便性の向上、安全対策の充実を図るため、スロープの改修や多機能トイレの設置などのバリアフリー化設備整備工事を令和元年度に完了しています。これにつきましては、町からも負担金を拠出しています。設置後の補修等の財政的補助につきましては、今後の課題として大阪府、他市の状況を踏まえて検討してまいります。また、本町においては、令和元年度より隣接市との共同運行によるコミュニティバスの運行を開始しており、たくさんの町民に利用を頂いているところです。ノンステップバスや車いすでの乗降に対応したバス停整備及び心のバリアフリーの取り組みについては、今後、関係事業者等と連携を図りながら、協議、検討をしてまいります。

### (2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者10万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかける

とともに、府独自の財政支援策も検討すること。

(回答) ホームドア等の設置、維持管理等につきましては、研究、検討し、必要に応じ鉄道事業者と協議してまいります。

### (3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

(回答) 交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続き大阪府の動向について注視してまいります。また、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るための対策につきましては、本町における地理的状況や道路状況を勘案し、大阪府や関連事業者と連携し対応してまいります。

### (4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

(回答) 自転車専用レーンなどの自転車通行空間の整備につきましては、本町における道路状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら今後の課題として取り組んでまいります。自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の運転者の法令遵守とマナー向上、2026年4月1日からの制度改正につきましては、周知徹底を図るとともに、所轄警察署、関係機関と連携を図りながらした啓発活動の強化に取り組んでまいります。また、外国人観光客による交通ルール違反の防止につきましても、所轄警察者と連携を図りながら必要に応じて対策を行ってまいります。

#### (5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、田尻町の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

(回答) 田尻町の保育所の周辺道路は小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンを設置しており、キッズ・ゾーンの設置については必要に応じて対応を行なってまいります。これまでと同様に、関係団体と実施している合同点検を引き続き実施し、以前からの懸案対策箇所の選定や点検結果から明らかになった対策必要箇所について、ハード及びソフト対策などの交通安全対策を継続して行ってまいります。また、法定外表示に該当する側帯線等については、計画的に引き直しを実施し、法定表示に該当する一時停止線、横断歩道などについては、所轄警察署に引き直しの要望などを今後も継続して行ってまいります。

#### (6) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」

の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

(回答) 今年度より、防災の要である消防団に女性のみで構成する女性分団を創設しました。女性の意見をより多く取り入れることができるよう、綿密に連携してまいります。防災士養成研修を今後も継続し、女性防災士の育成に努めてまいります。情報伝達手段につきましては、移動系無線の更新時に見直し・拡充を検討してまいります。

#### (7) 地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

(回答) これまでと同様、定員管理計画に基づき、効率的かつ効果的な組織体制の構築に努めるとともに、震災発生時の職員に係る自治体間の連携については、田尻町受援計画に基づき対応してまいります。また、企業との合同防災訓練をさらに拡充するとともに、災害時の事業所内の対応についても啓発してまいります。

#### (8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

##### ① 災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

(回答) 豪雨水害等災害のおそれのある箇所については、警報発表時や警報発表が予想される時点において、担当部署にて重点パトロールを行うなど災害の未然防止、改善に努めているところです。今後も大阪府や近隣市と連携を図り体制強化に取り組んでまいります。

## ②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、田尻町が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

(回答) 防災意識向上については、総合防災マップ、防災アプリの活用をはじめ、ホームページ、広報紙、Instagramにより、啓発、周知を図るとともに、今後も継続して住民向け講座等を行ってまいります。大阪府の備蓄方針に基づき、配慮が必要な方向けの、備蓄物資等の充実を図ってまいります。また、備蓄物資を使用した訓練を自主防災組織や女性消防団員らと行ってまいります。

## (9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障が

い者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

(回答) 本町には、維持管理を行っている山林・河川がなく、鉄道軌道については土砂災害警戒区域外であります。激甚災害時における生活関連インフラ設備の被災時においては、事業者及び国等関連機関と連携を図り、災害時要配慮者等へ配慮した対応をしております。

#### (10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

(回答) 高齢者や運転免許返納者等の移動支援を行うことで外出するきっかけとなるよう、令和元年度よりコミュニティバスの運行を始めました。このバスは、隣接市と共同運行を行っており、町内の公共施設や商業施設だけでなく、隣接市の駅、病院等へも無料で乗車できることから、たくさんの町民に利用を頂いているところであります。なお、本町において、「地域公共交通会議」や「法定協議会」は、設置していないものの、本年度より、新たに本町と隣接市の商業施設を繋ぐ、バスルートの開設についても検討を開始しております。また、障害者や高齢者については、日常生活に支障がないよう各種福祉サービスを利用いただいておりますが、急な外出や目的によってはサービスを利用できないケースもあります。重度障害者については、従前から移動支援としてタクシー利用助成を実施しております。また、高齢者につきましては、令和4年度からは要介護認定を受けている方を対象に生活行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、タクシー利用助成を実施しました。さらに、令和5年度から要支援認定を受けている方も利用していただけるよう対象者を拡充いたしました。

## (11) 安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、田尻町においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

（回答）下水道事業における、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策としましては、計画、建設、維持管理の各種研修への参加や大阪府、民間企業が実施する新技術の研修への参加を行っています。今後も大阪府、民間企業と連携し取り組んでまいります。水道事業につきましては、水道施設の老朽化、水需要と給水収益の減少、人材確保の課題が顕在化となり、水道事業を取り巻く経営環境が厳しくなったため、平成31年から大阪広域水道企業団と統合を行っています。田尻町における水質リスクに対しては、住民の不安を払拭するため、大阪広域水道企業団における情報公開と予防措置を注視してまいります。

### <新規>

## (12) 空き家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

（回答）本町では空家等が特定空家等に該当するか否かの判断などについては、より客観的かつ専門的な見地から意見を聴取する必要があると考えるため、専門家や学識経験者などで構成された附属機関である田尻町空家等対策審議会を設置しております。また、委員は、学識経験者1名、法務1名、建築1名、不動産2名、地域住民の代表2名の合計7名で構成されており、情報共有・課題解決などに向け努めております。空家等対策計画については、平成31年3月に作成しており、必要に応じ、適宜、見直しを進めていくよう努めてまいります。空き家の有効活用についても大阪府並びに近隣自治体と情報共有を図り、自治体間の連携に努めてまいります。

<新規>

(13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、田尻町における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、田尻町民の健康と生活環境の向上を図ること。

（回答）望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりのため、関係機関相互の連携や地域との連携の推進に努めてまいります。また、健康と生活環境の向上を図るため、国や大阪府の対策を注視しつつ、町としての取り組みを検討してまいります。

## 7. 大阪南地域協議会独自要請

### (1) 震災における対応について<継続>

阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この間、2011年「東日本大震災」・2016年「熊本地震」・2024年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の30年内発生確率も80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。

(回答) 令和7年度における、住民参加型の訓練については、「物資配布訓練」「防犯・防災イベント」を実施しました。「防犯・防災イベント」については、本町にある警察学校の協力を得て実施しており、警察学校学生の誘導により一時避難場所までの避難訓練を行いました。また、3月には「総合防災訓練」を予定しています。引き続き、防災訓練の充実を目指してまいります。

### (2) 各自治体による少子化対策について<継続>

2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自の施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

(回答) 本町は0～18歳到達年度末までの子どもの医療費の一部負担金助成、3歳児から5歳児及び町立小・中学校の給食費の無償化、18歳以下の子どもを対象とした「育サポChoice事業」(お米の定期便事業かプレミアム振興券どちらか選択)等、子育て世帯の負担軽減を図るための様々な施策を実施しており、ひいては少子化対策へもつなげていきたいと考えております。

### (3)子ども食堂ネットワークについて<継続>

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

については、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

(回答) 本町における子ども食堂は民間団体が行っている1箇所のみであるため、ネットワークの構築は行っておりませんが、大阪府の補助制度を積極的に活用した運営を行っております。

## 8. 泉南地区協議会独自要請

### (1)まちづくりの人材育成対策について

移住・定住施策等により、8000人の大家族プロジェクト推進が図られている中、「第5次田尻町総合計画」等に基づき「田尻町たじりっちポイント事業」が2023(令和5)年度から実施され、町民のボランティア活動の活性化と健康づくりとの相乗効果を図る施策がスタートし、世代間での交流を図るとともに各世代で多彩な人材の確保・育成が求められる。これらの新しい人材を確保するため、上記事業のほか、世代間交流事業や地域イベントなどの情報発信を強化し、地域コミュニティ活動が活性化できるように取り組まれたい。

(回答)「第5次田尻町総合計画」において、地域づくり人材の発掘と育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組んでいます。多世代交流や住民主体による居場所(なごみの里)づくりなどを通じて、住民がともに支え合い助け合う、活発な地域コミュニティが形成されるようなまちづくりに引き続き努めてまいります。また、令和8年度から将来的なまちづくりを担う新たな人材発掘に向けたプロジェクトを始動し、地域づくり人材の発掘と育成に取り組んでまいります。

以上

## 1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

### \*大阪人材確保推進会議

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと雇用促進を図るため、業界団体や行政機関、経済団体、労働団体等で構成する会議。

### \*2024年問題

「働き方改革」にともない2019年に労働基準法が改正され、多くの業種にて時間外労働の上限が規制された。運送業と建設業、医師は準備期間として5年間の適用が猶予されていたが、2024年4月から上限規制が適用される。過労死などのリスクに直面してきた多くの労働現場で長時間労働の是正が期待される一方で、物流の停滞や路線バスの減便、地域医療の不足など様々な影響が懸念されている。

### \*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら就労にむすびつかない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者等）を支援する事業。

### \*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

### \*おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。その後、2006年に一部改訂を経て、2011年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、2016年には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

### \*性暴力救援センター・大阪 SACHICO

性暴力に関する当事者の視点に立ち、急性期から医療支援、法的支援、相談支援等の活動を続けている、性暴力被害者に対して被害直後からの総合的・包括的支援をめざす、日本で初めての

プロジェクト。支援員常駐による心のケアと、産婦人科医による診療を提供。当事者と相談しつつ、精神科医師による診療、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、連携している関連機関（女性の安全と医療支援ネットというネットワークシステム）の支援が可能な、被害者にとってのワンストップセンターとして機能。

#### \*特定妊婦

「貧困」、「DV」、「予期せぬ妊娠」、「若年妊娠」など、複雑な事情を抱え、子どもの養育について出産前に特に支援が必要と認められる妊婦のこと。増加傾向にあり、全国に約8,000人いるといわれる。母子の体調のような医学的なリスクだけでなく、子どもを育てる環境に大きなリスクを抱えている場合がある。

#### \*LGBTQ

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」、「Queer（クィア）／Questioning（クエスチョニング）」の頭文字をとった言葉で、いわゆるセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。さらに、そうした定義に定まらない多様な人々を含めて「LGBTQ+」という表現が使われることもある。

#### \*SOGI（性的指向と性自認）

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

#### \*大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。2024年4月からは京都府・兵庫県の実施自治体との連携がスタートし、転居に伴う手続きの負担軽減を図っている。

※府内では、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、大阪狭山市 ※2025年11月時点

#### \*ビジネスケアラー

仕事をしながら家族等の介護に従事する人。ピークを迎える2030年時点では約318万人になると推計されており、労働力の低下に拍車がかかる懸念がされている。

## 2. 経済・産業施策・中小企業施策

#### \*中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

## **\*技能五輪全国大会・技能五輪国際大会**

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則 23 才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

## **\*BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）**

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

## **\*BCP策定大阪府スタイル**

中小企業庁は、令和元年7月からBCP策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」（以下、「強化計画」という。）を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版BCP『これだけは！』シート」（以下、「府シート」という。）を令和元年12月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『BCP策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等のBCP策定率向上、災害対応力向上を図る。

## **\*サプライチェーン**

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

## **\*パートナーシップ構築宣言**

連合会長、経団連会長、日商会頭および関係大臣（内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

## **\*公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市として神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県として奈良県で初めて制定された。

### **\*総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。

大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を 2003 年度に全国初の取り組みとして導入した。

### **\*中核的労働基準**

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の 4 分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱う ILO（国際労働機関）によって定められている。

### **\*人権デュー・デリジェンス**

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関わるリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。

人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

### **\*関西蓄電池人材育成等コンソーシアム**

蓄電池・材料の国内製造基盤として、サプライチェーン全体で約 3 万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していく目標が掲げられている。蓄電池関連産業が集積している関西エリアにおいて、産業界、教育機関、自治体、支援機関等が参画する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」を設立（事務局：近畿経済産業局）。

本コンソーシアム（共通目的のために集まった共同事業体）では、産学官が抱える人材育成・確保に係る現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、蓄電池に係る人材育成・確保の取り組みについて議論。関西エリアを中心として、令和 6 年度を目処に、工業高校や高専等での教育カリキュラムの導入、産総研など支援機関における教育プログラムを本格的に開始するべく取り組みを検討する。

## **3. 福祉・医療・子育て支援**

### **\*生活困窮者自立支援制度**

2013（平成 25）年 12 月、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が成立し、2015（平成 27）年 4 月より施行された。

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治

会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

#### **\*改正住宅セーフティネット法**

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な人は今後も増加する中、住宅セーフティネットの根幹である「公営住宅」は大幅な増加が見込めない。一方で民間の空き家・空き室は増加しており、それらを活用した新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月から開始。大きな柱として、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援、を掲げている。

#### **\*ホームレスの自立支援等に関する特別措置法**

平成14年に施行。ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。現在、令和9年までの時限立法。

#### **\*口腔機能評価**

人間の生命と生活を担う口腔の様々な働きを評価すること。運動機能、咀嚼機能、嚥下機能の3つの側面から行われる。

#### **\*ベースアップ評価料**

令和6年の診療報酬改定の際に新設された新しい評価料。医療業界における職員（看護師や薬剤師含む）の賃金改善を目的とした制度で、これによって得られた診療報酬は対象となる医療職員の賃上げに使用される。

#### **\*地域医療介護総合確保基金**

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。

#### **\*第8次大阪府医療計画**

2024年度から2029年度までの大阪府における医療提供体制を確保するための計画。計画の基本的な方向性は2つ。①新興感染症発生時や災害時などの有事に備えた医療体制の整備。②超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築。

#### **\*介護職員等処遇改善加算**

介護サービス事業者には雇用される職員の待遇を安定させ、賃金を向上させる目的で設けられた制

度。介護職員の賃金向上や職場環境の改善を図る目的で旧来から運用されてきたものの、手続きの簡素化や処遇改善効果の向上を実現するため、2024年6月より新制度に移行。

#### **\*こども誰でも通園制度**

保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、時間単位で保育施設を利用できる新たな給付制度。すべての子どもの健やかな成長と、保護者の育児負担軽減を目的として、2026年度（令和8年度）から全国で本格的に実施される予定。

#### **\*保留児童・隠れ待機児童**

保育施設への入園を希望しているにもかかわらず、待機児童の定義から外れてカウントされない児童のこと。待機児童は、保育の必要性が認定されているにもかかわらず、保育施設を利用できていない子どものことを指す。保留児童は、保育の必要性があり入園資格を満たしているにもかかわらず、入所できていないすべての児童を指す。保留児童は、特定の施設のみを希望している、または認可外保育所やベビーシッターなどの他の保育サービスを利用しているなどの理由で、待機児童数としてカウントされない場合がある。保留児童の存在は、待機児童問題の実態を見えにくくする要因の一つとなっている。

#### **\*ヤングケアラー**

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもを指す。

### **4. 教育・人権・行財政改革施策**

#### **\*スクールカウンセラー（SC）**

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

#### **\*スクールソーシャルワーカー（SSW）**

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通し、児童・生徒の支援をおこなっている。

#### **\*大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業**

物価高騰の中で奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減し、大阪府内事業者の人材確保・定着につなげることを目的としている。この事業では、従業員等に対し奨学金返還に係る手当などを支給する、または従業員等に代わって奨学金を返還する「奨学金返還支援制度」を新たに導入した事業者に対し、大阪府が支援金を支給する。

**\*my door OSAKA (マイド・ア・おおさか)**

大阪府が提供する住民のQOL（生活の質）向上を目的とした総合行政ポータルサイト。ORDEN（大阪広域データ連携基盤）を活用し、個人に合わせた情報発信やオンライン行政手続きを提供、2024年8月29日にサービスを開始。

**\*マイナンバー制度（運転免許証との一体化）**

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現 などの観点から、社会保障、税、災害対策の分野を中心に、複数の機関が保有する個人の情報について、同一人の情報であることを効率的に確認するとともに、それらを活用するための制度。

また、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに記録し、マイナンバーカードを運転免許証として利用できるよう、2025年3月24日から運用が開始されている。

**5. 環境・食料・消費者施策**

**\*おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

**\*3010 運動**

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後30分は席を立たずに料理を味わい、お開き10分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

**\*食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）**

2019年5月24日成立、同5月31日に公布された法律。

食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

**\*フードバンク**

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

**\*カスタマーハラスメント**

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

**\*「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」**

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施

するように努めるものとするとしている。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

※実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）：CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡（プラスマイナスゼロ）を達成すること。実現した社会を＝「脱炭素社会」と称する。

### \*脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとされる。先行的な取り組みを実施し、各地の創意工夫を横展開する。

### \*2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン政調戦略

グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り具体的な見通しを示している。

- ・エネルギー関連産業… ①洋上風力・太陽光・地熱 ②水素・アンモニア ③次世代熱エネルギー ④原子力
- ・輸送・製造関連産業…⑤自動車・蓄電池 ⑥半導体・情報通信 ⑦船舶 ⑧物流・人流・土木インフラ ⑨食料・農林水産業 ⑩航空機 ⑪カーボンリサイクル・マテリアル
- ・家庭・オフィス関連産業…⑫住宅・建築物・次世代電力マネジメント ⑬資源循環関連 ⑭ライフスタイル関連

### \*「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年3月に策定。

なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

### \*再生可能エネルギー

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

### \*スマートグリッド

IT 技術を活用し、発電所の「供給側」と家庭や事業所などの「需要側」の電力需給を自動制御し、需要に応じて供給側・需要側の双方から発電施設からの電力量をコントロールできる技術を持った次世代電力供給システムのこと。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

### \*避難行動要支援者

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

### \*大阪スマートシティパートナーズフォーラム

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立された。

※シビックテック（Civic Tech）：シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。